諮問日：令和３年７月２１日（令和３年度（情）諮問第１１号）

答申日：令和３年１２月１６日（令和３年度（情）答申第２９号）

件　名：京都地方裁判所において民事訴訟規則５０条３項の「その性質に反しない限り」について説明した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「民事訴訟規則５０条３項の「その性質に反しない限り」について説明した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，京都地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，京都地方裁判所長が令和３年５月１７日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は，訴訟に関する手続，弁護士，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について，規則を定める権限を有する（憲法７７条１項）。民事訴訟に関する手続については，他の法令に定めるもののほか，この法律の定めるところによる（民事訴訟法１条）。決定及び命令には，その性質に反しない限り，判決に関する規定を準用する（民事訴訟法１２２条）。この法律に定めるもののほか，民事訴訟に関する手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定める（民事訴訟法３条）。決定及び命令には，前二項に規定するほか，その性質に反しない限り，判決に関する規定を準用する（民事訴訟規則５０条３項）。

最高裁判所は，憲法７７条１項及び民事訴訟法３条の規定に基づき民事訴訟規則を定めているが，そこで，民事訴訟規則５０条３項の規定において決定及び命令の方式を定めている。ところで，民事訴訟規則５０条３項の規定に基づき判決に関する規定が無制限に準用できるということでなく，あくまでも「その性質に反しない限り」の例外規定が存在するのであって，そうすると，最高裁判所は，民事訴訟規則を定めると共に民事訴訟規則５０条３項の規定の「その性質に反しない限り」について具体的に説明（解釈）した文書を用意しておかなければならない。これは，法令を所管する官庁の義務と言えるものであるから，作成又は取得していないということはあり得ない。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は，民事訴訟規則を所管する最高裁判所の義務として，同規則５０条３項について，同項の「その性質に反しない限り」の解釈について，具体的に説明（解釈）した文書を用意しておかなければならず，当該文書を作成又は取得していないということはあり得ない旨主張する。しかし，裁判所が決定又は命令を行うに際し，判決に関する規定をどのように準用するかについては個々の決定又は命令の内容に関わるものとして，決定又は命令の内容ごとに具体的に検討する必要があり，裁判事務を行う裁判所において，個別に判断されるべきものである。したがって，司法行政事務に関して同項の解釈に関する文書を作成又は取得する必要はない。実際に，原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが，該当する司法行政文書は存在しなかった。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年７月２１日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年１１月１６日　　審議

④　同年１２月１４日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　民事訴訟規則５０条３項は，決定及び命令に，判決に関する規定を準用する場合について定めた規定であり，裁判所が決定又は命令を行うに際し，判決に関する規定をどのように準用するかについては，個々の決定又は命令の内容に関わるものとして，決定又は命令の内容ごとに具体的に検討されるものと解される。したがって，同項の「その性質に反しない限り」の該当性は，裁判事務を行う裁判所において個別に判断されるべきものであるから，司法行政事務に関して同項の解釈に関する文書を作成し，又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか，京都地方裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって，京都地方裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

２　以上のとおり，原判断については，京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　門口正人

委員　長戸雅子